

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

道選挙管理委員会告示

○北海道議会議員選挙及び札幌市議会議員選挙と北海道知事選挙との同時選挙.....	1
○北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙における繰上投票期日.....	1
○北海道知事選挙、北海道議会議員選挙、札幌市長選挙及び札幌市議会議員選挙における投票の順序.....	1
○北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙における投票の順序.....	1
○北海道議会議員選挙における選挙長及びその職務代理者の氏名等.....	1
○北海道議会議員選挙における選挙会の日時及び場所.....	3
○北海道議会議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日.....	5
○北海道議会議員選挙における選挙公報掲載文掲載順序決定のくじを行う日時及び場所.....	5
○北海道知事選挙、北海道議会議員選挙、札幌市長選挙及び札幌市議会議員選挙における開票の順序.....	7
○北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙における開票の順序.....	7
○北海道議会議員選挙における開票事務と選挙会事務との合同.....	7

北海道議会議員選挙長告示

○北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所.....	7
○北海道議会議員選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所.....	14
○北海道議会議員選挙における選挙会の参観人数の制限.....	21

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第35号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成14年法律第150号）第4条第2項の規定により、同法第1条第1項の規定による北海道議会議員選挙及び札幌市議会議員選挙は、平成15年4月13日執行の北海道知事選挙と同時に行う。

平成15年4月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

北海道選挙管理委員会告示第36号

平成15年4月13日執行の北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、一般の投票期日によらない投票区及びその投票区の投票期日を次のとおり定める。

平成15年4月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

市区町村名	投票区名	投票期日
（留萌支庁管内）		
羽 幌 町	第12投票区	平成15年4月11日
同	第13投票区	同
同	第14投票区	同
同	第15投票区	同

北海道選挙管理委員会告示第37号

平成15年4月13日執行の北海道知事選挙、北海道議会議員選挙、札幌市長選挙及び札幌市議会議員選挙の同時選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、次のとおりとする。

平成15年4月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

- 1 北海道知事選挙の投票
- 2 北海道議会議員選挙の投票
- 3 札幌市長選挙の投票
- 4 札幌市議会議員選挙の投票

北海道選挙管理委員会告示第38号

平成15年4月13日執行の北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙の同時選挙において、札幌市以外の市町村の、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、次のとおりとする。

平成15年4月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

- 1 北海道知事選挙の投票
- 2 北海道議会議員選挙の投票

北海道選挙管理委員会告示第39号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長及びその職務代理者を、次のとおり選任した。

平成15年4月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

選 挙 区 名	選 挙 長		左 の 職 務 代 理 者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
石狩支庁所管区域	札幌市手稲区前田1条2丁目5番7号	山本文夫	札幌市白石区中央1条4丁目1番24号	赤木正敏
渡島支庁所管区域	函館市松陰町1番24号	松田光皖	函館市松陰町19番1号	嶋田裕司
檜山支庁所管区域	檜山郡江差町字中歌町113番地の1	伊藤満	檜山郡江差町字円山299番地の2	斉藤正志
後志支庁所管区域	虻田郡倶知安町南2条東2丁目1番地26	浴山正久	虻田郡倶知安町南2条東2丁目1番地1	木村賢治
空知支庁所管区域	岩見沢市5条東17丁目14番地3	佐藤隆	岩見沢市日の出台5丁目2番9号	太田光尚
上川支庁所管区域	旭川市9条通11丁目2191番地の107	吉田洋一	旭川市春光5条1丁目2番7号	続木一良
留萌支庁所管区域	留萌市沖見町2丁目48番地	真鍋俊彦	留萌市見晴町1丁目67番地	沼田隆志
宗谷支庁所管区域	稚内市栄1丁目2番28号	山上徹郎	稚内市こまどり3丁目8番1号	及川勝雄
網走支庁所管区域	網走市北9条西3丁目12番地	太田敏夫	網走市北3条西6丁目11番地の1	妹尾秀雄
胆振支庁所管区域	室蘭市幸町10番3号	小林照和	室蘭市東町2丁目21番12号	角井由美子
日高支庁所管区域	浦河郡浦河町東町ちのみ2丁目3番10号	眞田篤弘	浦河郡浦河町東町ちのみ2丁目2番4号	山本篤
十勝支庁所管区域	帯広市東6条南10丁目18番地	尾山篤治	帯広市東6条南10丁目16番地	伊藤仁
釧路支庁所管区域	釧路市富士見1丁目1番14号	北勝利	釧路市富士見1丁目1番15号	岩崎良教
根室支庁所管区域	根室市明治町2丁目6番地	能田文男	根室市有磯町2丁目6番地	桜井照安
札幌市中央区	札幌市中央区南22条西10丁目1番18号	大橋和夫	札幌市中央区南22条西14丁目1番40号	唯博幸
札幌市北区	札幌市北区拓北8条3丁目1番11号	古川則雄	札幌市北区北23条西8丁目3番7号	浦田久
札幌市東区	札幌市東区北22条東17丁目1番20号	櫻井七夫	札幌市東区東苗穂13条3丁目8番7号	旦尾英樹
札幌市白石区	札幌市白石区平和通3丁目南2番6号	赤田司	札幌市白石区南郷通2丁目南1番1号	松下八郎
札幌市厚別区	札幌市厚別区厚別西1条3丁目3番29号	立山春雄	札幌市厚別区青葉町13丁目12番1号	吉田光男
札幌市豊平区	札幌市豊平区美園10条7丁目1番2号	境剛	札幌市豊平区月寒西1条4丁目1番10-401号	山崎修一
札幌市清田区	札幌市清田区北野3条3丁目19番15号	石倉公昭	札幌市清田区美しが丘2条5丁目12番3号	丹野勝
札幌市南区	札幌市南区真駒内本町7丁目2番1-615号	西澤剛	札幌市南区藻岩下2丁目5番24号	舘内徳治郎
札幌市西区	札幌市西区笈寒10条2丁目5番14号	近藤勝雄	札幌市西区西野6条7丁目4番1号	桐野利博
札幌市手稲区	札幌市手稲区前田9条9丁目8番2号	小田桐寛	札幌市手稲区前田7条17丁目7番13号	櫻井幸夫
函館市	函館市本通1丁目19番33号	木原啓夫	函館市旭岡町83番地の7	平出京子
小樽市	小樽市朝里2丁目12番6号	鈴木忠昭	小樽市緑1丁目20番2号	川原静雄
旭川市	旭川市1条通12丁目右4号	狩野清利	旭川市6条通11丁目	古田涉
室蘭市	室蘭市日の出町1丁目15番15号	遠山富士夫	室蘭市幸町15番5号	上野精
釧路市	釧路市春採7丁目32番2号	山本壽福	釧路市住吉2丁目13番17号	小笠原寛
帯広市	帯広市西18条南4丁目10番3号	莊田喜與志	帯広市西21条北4丁目3番地	田中鐵雄

北見市	北見市高栄東町3丁目11番28号	吉藤 顯	北見市高栄東町1丁目11番28号	菅野 耕一
岩見沢市	岩見沢市春日町3丁目7番11号	柿崎 英雄	岩見沢市5条西5丁目1番地27	森山 洋子
網走市	網走市駒場南4丁目1番33号	佐見 亨是	網走市潮見9丁目5番19号	福井 武大子
留萌市	留萌市本町3丁目4番地	神田 俊一	留萌市宮園町2丁目33番地	橋場 英子
苫小牧市	苫小牧市北光町4丁目6番1号	吉川 忠利	苫小牧市字沼の端639番地の25	松岡 智代
稚内市	稚内市緑6丁目19番5号	高木 哲朗	稚内市こまどり4丁目6番8号	濱谷 悌
美唄市	美唄市我路町菊水	熊野 宗男	美唄市南美唄町栄町南	間島 恭一
江別市	江別市幸町10番地の7	古石 允雄	江別市江別太700番地の19	有野 正夫
紋別市	紋別市幸町4丁目1番19号	河野 トモ子	紋別市花園町6丁目8番5号	安田 昭博
名寄市	名寄市東4条南9丁目	岡田 英治	名寄市字智恵文11線北10	佐藤 充
根室市	根室市西浜町1丁目20番地	成田 幹雄	根室市明治町3丁目58番地	高村 靖徳
千歳市	千歳市末広3丁目8番10号	小松 信	千歳市長都駅前2丁目7番4号	戸田 泰介
滝川市	滝川市朝日町東3丁目9番20号	舘 正敏	滝川市緑町3丁目3番5号	本野 俊雄
深川市	深川市緑町14番22号	川合 公男	深川市4条12番14号	山本 喜朗
富良野市	富良野市字山部5町内	藤田 稔	富良野市字東山あかしや	堀川 眞理
登別市	登別市カルルス町4番地	日野 安信	登別市中登別町220番地5	山瀬 隆幸
恵庭市	恵庭市穂栄252番地の2	山形 弘一	恵庭市恵み野東6丁目8番12	高畠 敏男
伊達市	伊達市元町42番地36	川岸 洋一	伊達市末永町58番地49	平岡 弘
北広島市	北広島市栄町3丁目12番地5	藤田 實	北広島市西の里東3丁目6番地8	中村 満
石狩市	石狩市花畔4条1丁目66番地1	住友好之	石狩市花川南7条5丁目61番地	田澤 行雄

北海道選挙管理委員会告示第40号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

選挙区名	選挙会の日時	選挙会の場所
石狩支庁所管区域	平成15年4月15日 午前11時00分	札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階北海道石狩支庁大会議室
渡島支庁所管区域	平成15年4月15日 午前10時00分	函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階402号会議室
檜山支庁所管区域	平成15年4月15日 午前10時00分	檜山郡江差町字陣屋町336番地の3 北海道檜山合同庁舎3階301会議室
後志支庁所管区域	平成15年4月15日 午前10時00分	虻田郡倶知安町北1条東2丁目17番地1 北海道後志合同庁舎3階会議室1
空知支庁所管区域	平成15年4月15日 午前11時00分	岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁5階会議室
上川支庁所管区域	平成15年4月15日 午後1時00分	旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階講堂
留萌支庁所管区域	平成15年4月15日 午前10時00分	留萌市住之江町2丁目1番2 北海道留萌合同庁舎1階102号会議室

宗谷支庁所管区域	平成15年4月15日	午前10時00分	稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎2階6号会議室
網走支庁所管区域	平成15年4月15日	午前10時00分	網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎3階2号会議室
胆振支庁所管区域	平成15年4月15日	午後1時30分	室蘭市幸町9番11号 北海道胆振合同庁舎別館2階講堂
日高支庁所管区域	平成15年4月15日	午前10時00分	浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高合同庁舎2階202号会議室
十勝支庁所管区域	平成15年4月15日	午前10時00分	帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝合同庁舎 北海道十勝支庁4階A B会議室
釧路支庁所管区域	平成15年4月15日	午前10時00分	釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路支庁3階会議室
根室支庁所管区域	平成15年4月14日	午後3時30分	根室市常盤町3丁目28番地 北海道根室支庁3階大会議室
札幌市中央区	平成15年4月13日	午後9時00分	札幌市中央区大通東5丁目12番地 札幌市中央体育館2階競技室
札幌市北区	平成15年4月13日	午後9時00分	札幌市北区新琴似8条2丁目1番25号 札幌市北区体育館1階競技室
札幌市東区	平成15年4月13日	午後9時00分	札幌市東区北27条東14丁目3番1号 札幌市東区体育館1階競技室
札幌市白石区	平成15年4月13日	午後9時00分	札幌市白石区南郷通6丁目北1番1号 札幌市白石区体育館1階競技室
札幌市厚別区	平成15年4月13日	午後9時00分	札幌市厚別区厚別中央2条5丁目1番20号 札幌市厚別区体育館1階競技室
札幌市豊平区	平成15年4月13日	午後9時00分	札幌市豊平区月寒東2条20丁目4番15号 札幌市豊平区体育館1階競技室
札幌市清田区	平成15年4月13日	午後9時00分	札幌市清田区平岡1条5丁目4番1号 札幌市清田区体育館1階競技室
札幌市南区	平成15年4月13日	午後9時00分	札幌市南区川沿4条2丁目2番1号 札幌市南区体育館1階競技室
札幌市西区	平成15年4月13日	午後9時00分	札幌市西区笈寒5条8丁目9番1号 札幌市西区体育館1階競技室
札幌市手稲区	平成15年4月13日	午後9時00分	札幌市手稲区曙2条1丁目2番46号 札幌市手稲区体育館1階競技室
函館市	平成15年4月13日	午後9時15分	函館市湯川町1丁目32番2号 函館市民体育館競技場
小樽市	平成15年4月13日	午後9時00分	小樽市花園5丁目2番2号 小樽市総合体育館アリーナ
旭川市	平成15年4月13日	午後9時20分	旭川市花咲町5丁目 旭川市総合体育館主競技場
室蘭市	平成15年4月13日	午後9時30分	室蘭市宮の森町4丁目1番43号 室蘭市体育館
釧路市	平成15年4月13日	午後9時30分	釧路市柳町1番1号 釧路市厚生年金体育館
帯広市	平成15年4月13日	午後9時00分	帯広市大通北1丁目1番地 帯広市総合体育館第1体育室
北見市	平成15年4月13日	午後9時00分	北見市東陵町27番地 北海道立北見体育センター競技室
岩見沢市	平成15年4月13日	午後9時30分	岩見沢市総合公園40番地 岩見沢スポーツセンター
網走市	平成15年4月13日	午後9時00分	網走市駒場南1丁目8番1号 網走市総合体育館アリーナ
留萌市	平成15年4月13日	午後8時45分	留萌市見晴町2丁目27番地 留萌市中央公民館小ホール
苫小牧市	平成15年4月13日	午後9時30分	苫小牧市末広町3丁目2番16号 苫小牧市総合体育館主競技場
稚内市	平成15年4月13日	午後9時15分	稚内市宝来4丁目1番39号 稚内市体育館
美唄市	平成15年4月13日	午後9時20分	美唄市西4条南1丁目4番2号 美唄市民会館2階大ホール
江別市	平成15年4月13日	午後9時15分	江別市野幌9番地 江別市民体育館1階アリーナ
紋別市	平成15年4月13日	午後9時15分	紋別市潮見町1丁目4番3号 紋別市民会館3階小ホール
名寄市	平成15年4月13日	午後9時15分	名寄市西13条南4丁目 名寄市民文化センター多目的ホール
根室市	平成15年4月13日	午後9時30分	根室市牧の内146番地の16 根室市青少年センター体育館

千歳市	平成15年4月13日	午後9時00分	千歳市真町176番地の2	千歳市スポーツセンターアリーナ
滝川市	平成15年4月13日	午後9時00分	滝川市二の坂町東3丁目2番1号	滝川市青年体育センター競技場
深川市	平成15年4月13日	午後9時00分	深川市4条18番2号	深川市勤労青少年ホーム体育館
富良野市	平成15年4月13日	午後8時50分	富良野市弥生町1番1号	富良野市役所1階大会議室
登別市	平成15年4月13日	午後9時00分	登別市若山町2丁目26番地1	登別市総合体育館
恵庭市	平成15年4月13日	午後9時00分	恵庭市黄金町199番地の2	恵庭市総合体育館アリーナ
伊達市	平成15年4月13日	午後9時00分	伊達市鹿島町20番地1	伊達市体育館
北広島市	平成15年4月13日	午後9時15分	北広島市共栄315番地2	北広島市総合体育館
石狩市	平成15年4月13日	午後9時30分	石狩市花川北3条2丁目198番地1	石狩市花川北コミュニティセンターアリーナ

北海道選挙管理委員会告示第41号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙におけるポスター掲示場には、平成15年4月4日からポスターを掲示することができる。

平成15年4月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

北海道選挙管理委員会告示第42号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における北海道議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成10年条例第31号）第4条第2項の規定による選挙公報掲載文の掲載順序決定のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

選挙区名	くじを行う日時	くじを行う場所
石狩支庁所管区域	平成15年4月4日 午後6時00分	札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階北海道石狩支庁大会議室
渡島支庁所管区域	平成15年4月4日 午後6時00分	函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階講堂
檜山支庁所管区域	平成15年4月4日 午後6時00分	檜山郡江差町字陣屋町336番地の3 北海道檜山合同庁舎3階301会議室
後志支庁所管区域	平成15年4月4日 午後6時00分	虻田郡倶知安町北1条東2丁目17番地1 北海道後志合同庁舎2階講堂
空知支庁所管区域	平成15年4月4日 午後6時00分	岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁5階会議室
上川支庁所管区域	平成15年4月4日 午後5時30分	旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室
留萌支庁所管区域	平成15年4月4日 午後5時30分	留萌市住之江町2丁目1番2 北海道留萌合同庁舎2階講堂
宗谷支庁所管区域	平成15年4月4日 午後5時30分	稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎2階6号会議室
網走支庁所管区域	平成15年4月4日 午後6時00分	網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎4階1号会議室
胆振支庁所管区域	平成15年4月4日 午後5時30分	室蘭市幸町9番11号 北海道胆振合同庁舎別館2階講堂
日高支庁所管区域	平成15年4月4日 午後6時00分	浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高合同庁舎地下会議室
十勝支庁所管区域	平成15年4月4日 午後6時00分	帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝合同庁舎 北海道十勝支庁4階A B会議室
釧路支庁所管区域	平成15年4月4日 午後5時30分	釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路支庁3階会議室
根室支庁所管区域	平成15年4月4日 午後5時30分	根室市常盤町3丁目28番地 北海道根室支庁3階大会議室
札幌市中央区	平成15年4月4日 午後5時20分	札幌市中央区南3条西11丁目331番地1 札幌市中央区役所分庁舎6階 札幌市中央区選挙管理委員会委員室

札幌市北区	平成15年4月4日	午後5時10分	札幌市北区北25条西6丁目1番1号 札幌市北区民センター2階 札幌市市民センター講義室
札幌市東区	平成15年4月4日	午後5時30分	札幌市東区北11条東7丁目1番地 札幌市東区役所3階札幌市東区選挙管理委員会委員室
札幌市白石区	平成15年4月4日	午後5時20分	札幌市白石区本郷通3丁目北1番1号 札幌市白石区役所2階 札幌市白石区選挙管理委員会委員室
札幌市厚別区	平成15年4月4日	午後5時40分	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3番1号 札幌市厚別消防署2階札幌市厚別消防署講堂
札幌市豊平区	平成15年4月4日	午後5時45分	札幌市豊平区平岸6条10丁目1番1号 札幌市豊平区民センター3階札幌市豊平区民センター第1会議室
札幌市清田区	平成15年4月4日	午後5時20分	札幌市清田区平岡1条1丁目2番1号 札幌市清田区役所2階 札幌市清田区選挙管理委員会委員室
札幌市南区	平成15年4月4日	午後5時40分	札幌市南区真駒内幸町2丁目2番1号 札幌市南区役所2階 札幌市南区選挙管理委員会委員室
札幌市西区	平成15年4月4日	午後5時35分	札幌市西区琴似2条7丁目1番1号 札幌市西区役所4階札幌市西区役所第4会議室
札幌市手稲区	平成15年4月4日	午後5時35分	札幌市手稲区前田1条11丁目320番地10 札幌市手稲区民センター3階札幌市手稲区民センター視聴覚室
函館市	平成15年4月4日	午後5時30分	函館市東雲町4番13号 函館市役所8階第2会議室
小樽市	平成15年4月4日	午後6時10分	小樽市花園2丁目12番1号 小樽市役所別館3階第2委員会室
旭川市	平成15年4月4日	午後5時00分	旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎6階会議室
室蘭市	平成15年4月4日	午後6時00分	室蘭市栄町2丁目1番19号 室蘭市役所分庁舎室蘭市選挙管理委員会2階会議室
釧路市	平成15年4月4日	午後5時10分	釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所1階釧路市選挙管理委員会事務局
帯広市	平成15年4月4日	午後5時10分	帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所9階帯広市選挙管理委員会事務局
北見市	平成15年4月4日	午後6時00分	北見市北5条東2丁目 北見市役所2階第4会議室
岩見沢市	平成15年4月4日	午後5時10分	岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市役所職員会館2階岩見沢市選挙管理委員会室
網走市	平成15年4月4日	午後5時30分	網走市南6条東4丁目1番地 網走市役所3階第1会議室
留萌市	平成15年4月4日	午後5時10分	留萌市幸町1丁目11番地 留萌市役所1階留萌市選挙管理委員会事務局
苫小牧市	平成15年4月4日	午後5時15分	苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市役所9階会議室
稚内市	平成15年4月4日	午後6時00分	稚内市中央3丁目13番15号 稚内市役所3階第1会議室
美唄市	平成15年4月4日	午後5時30分	美唄市西3条南1丁目1番1号 美唄市役所4階美唄市選挙管理委員会事務局
江別市	平成15年4月4日	午後5時30分	江別市高砂町6番地 江別市民会館2階22号室
紋別市	平成15年4月4日	午後5時20分	紋別市幸町2丁目1番18号 紋別市役所3階第1会議室
名寄市	平成15年4月4日	午後5時5分	名寄市大通南1丁目 名寄市役所3階会議室
根室市	平成15年4月4日	午後5時30分	根室市常盤町2丁目27番地 根室市役所3階大会議室
千歳市	平成15年4月4日	午後5時10分	千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市役所地階会議室千歳市選挙管理委員会事務局
滝川市	平成15年4月4日	午後5時10分	滝川市大町1丁目2番15号 滝川市役所8階 滝川市選挙管理委員会事務局
深川市	平成15年4月4日	午後5時15分	深川市2条17番17号 深川市役所2階 市長応接室
富良野市	平成15年4月4日	午後5時10分	富良野市弥生町1番1号 富良野市役所1階小会議室
登別市	平成15年4月4日	午後5時30分	登別市中央町6丁目11番地 登別市役所第2庁舎消防会議室
恵庭市	平成15年4月4日	午後5時5分	恵庭市京町1番地 恵庭市役所4階 401会議室
伊達市	平成15年4月4日	午後6時00分	伊達市鹿島町20番地1 伊達市体育館控室
北広島市	平成15年4月4日	午後6時00分	北広島市中央4丁目2番地1 北広島市中央会館1階保育室

北海道選挙管理委員会告示第43号

平成15年4月13日執行の北海道知事選挙、北海道議会議員選挙、札幌市長選挙及び札幌市議会議員選挙の同時選挙において、これらの選挙の開票の順序は、次のとおりとする。

平成15年4月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

- 1 北海道知事選挙の開票
- 2 札幌市長選挙の開票
- 3 北海道議会議員選挙の開票
- 4 札幌市議会議員選挙の開票

北海道選挙管理委員会告示第44号

平成15年4月13日執行の北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙の同時選挙において、札幌市以外の市町村の、これらの選挙の開票の順序は、次のとおりとする。

平成15年4月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

- 1 北海道知事選挙の開票
- 2 北海道議会議員選挙の開票

北海道選挙管理委員会告示第45号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における次の選挙区の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成15年4月4日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

札幌市中央区	函 館 市	苫 小 牧 市	富 良 野 市
札幌市北区	小 樽 市	稚 内 市	登 別 市
札幌市東区	旭 川 市	美 唄 市	恵 庭 市
札幌市白石区	室 蘭 市	江 別 市	伊 達 市
札幌市厚別区	釧 路 市	紋 別 市	北 広 島 市
札幌市豊平区	帯 広 市	名 寄 市	石 狩 市
札幌市清田区	北 見 市	根 室 市	
札幌市南区	岩 見 沢 市	千 歳 市	
札幌市西区	網 走 市	滝 川 市	

札幌市手稲区 留 萌 市 深 川 市

北海道議会議員選挙長告示

石狩支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

石狩支庁所管区域北海道議会議員選挙長 山 本 文 夫

職務を行う場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館5階北海道石狩支庁地域政策部振興課
ただし、平成15年4月4日については、北海道庁別館4階北海道石狩支庁大会議室とする。

渡島支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

渡島支庁所管区域北海道議会議員選挙長 松 田 光 皖

職務を行う場所

函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎2階北海道渡島支庁地域政策部振興課
ただし、平成15年4月4日については、北海道渡島合同庁舎3階講堂とする。

檜山支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

檜山支庁所管区域北海道議会議員選挙長 伊 藤 満

職務を行う場所

檜山郡江差町字陣屋町336番地の3 北海道檜山合同庁舎2階
北海道檜山支庁地域政策部振興課

ただし、平成15年4月4日については、北海道檜山合同庁舎3階301会議室とする。

後志支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

後志支庁所管区域北海道議会議員選挙長 浴 山 正 久

職務を行う場所

虻田郡倶知安町北1条東2丁目17番地1 北海道後志合同庁舎2階
北海道後志支庁地域政策部振興課

ただし、平成15年4月4日については、北海道後志合同庁舎2階講堂とする。

空知支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

空知支庁所管区域北海道議会議員選挙長 佐 藤 隆

職務を行う場所

岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁1階会議室

ただし、平成15年4月4日については、北海道空知支庁5階会議室とする。

上川支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

上川支庁所管区域北海道議会議員選挙長 吉 田 洋 一

職務を行う場所

旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎2階
北海道上川支庁地域政策部振興課

ただし、平成15年4月4日については、北海道上川合同庁舎3階講堂とする。

留萌支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

留萌支庁所管区域北海道議会議員選挙長 真 鍋 俊 彦

職務を行う場所

留萌市住之江町2丁目1番2 北海道留萌合同庁舎2階
北海道留萌支庁地域政策部振興課

ただし、平成15年4月4日については、北海道留萌合同庁舎2階講堂とする。

宗谷支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

宗谷支庁所管区域北海道議会議員選挙長 山 上 徹 郎

職務を行う場所

稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎2階北海道宗谷支庁地域政策部振興課
ただし、平成15年4月4日については、北海道宗谷合同庁舎2階6号会議室とする。

網走支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

網走支庁所管区域北海道議会議員選挙長 太 田 敏 夫

職務を行う場所

網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎2階北海道網走支庁地域政策部振興課
ただし、平成15年4月4日については、北海道網走総合庁舎3階講堂とする。

胆振支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

胆振支庁所管区域北海道議会議員選挙長 小 林 照 和

職務を行う場所

室蘭市幸町9番11号 北海道胆振合同庁舎本館3階北海道胆振支庁地域政策部振興課
ただし、平成15年4月4日については、室蘭市幸町9番11号 北海道胆振合同庁舎別館2階講堂とする。

日高支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

日高支庁所管区域北海道議会議員選挙長 眞田 篤 弘

職務を行う場所

浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高合同庁舎2階北海道日高支庁地域政策部振興課
ただし、平成15年4月4日については、北海道日高合同庁舎4階講堂とする。

十勝支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

十勝支庁所管区域北海道議会議員選挙長 尾山 篤 治

職務を行う場所

帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝合同庁舎北海道十勝支庁2階
地域政策部振興課

ただし、平成15年4月4日については、北海道十勝合同庁舎北海道十勝支庁4階A B会議室とする。

釧路支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

釧路支庁所管区域北海道議会議員選挙長 北 勝 利

職務を行う場所

釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路支庁3階北海道釧路支庁地域政策部振興課
ただし、平成15年4月4日については、北海道釧路支庁3階会議室とする。

根室支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

根室支庁所管区域北海道議会議員選挙長 能田 文 男

職務を行う場所

根室市常盤町3丁目28番地 北海道根室支庁2階北海道根室支庁地域政策部振興課

ただし、平成15年4月4日については、北海道根室支庁3階大会議室とする。

札幌市中央区北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

札幌市中央区北海道議会議員選挙長 大橋 和 夫

職務を行う場所

札幌市中央区南3条西11丁目331番地1 札幌市中央区役所分庁舎5階

札幌市中央区選挙管理委員会事務局事務室

ただし、平成15年4月4日午前8時30分から午前10時までについては、札幌市中央区南2条西10丁目1001番地98札幌市中央区民センター2階札幌市中央区民センター区民ホールとする。

札幌市北区北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

札幌市北区北海道議会議員選挙長 古川 則 雄

職務を行う場所

札幌市北区北25条西6丁目1番1号 札幌市北区民センター1階

札幌市北区選挙管理委員会事務局事務室

ただし、平成15年4月4日午前8時30分から午前10時までについては、札幌市北区民センター3階札幌市北区民センターホールとする。

札幌市東区北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

札幌市東区北海道議会議員選挙長 櫻井 七 夫

職務を行う場所

札幌市東区北11条東7丁目1番地 札幌市東区民センター3階

札幌市東区選挙管理委員会事務局事務室

ただし、平成15年4月4日午前8時30分から午前10時までについては、札幌市東区民センター2階札幌市東区民センター区民大ホールとする。

札幌市白石区北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

札幌市白石区北海道議会議員選挙長 赤 田 司

職務を行う場所

札幌市白石区本郷通3丁目北1番1号 札幌市白石区民センター2階
札幌市白石区選挙管理委員会事務局事務室

ただし、平成15年4月4日午前8時30分から午前10時までについては、札幌市白石区民センター3階札幌市白石区民センター区民センターホールとする。

札幌市厚別区北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

札幌市厚別区北海道議会議員選挙長 立 山 春 雄

職務を行う場所

札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3番2号 札幌市厚別区役所2階
札幌市厚別区選挙管理委員会事務局事務室

ただし、平成15年4月4日午前8時30分から午前10時までについては、札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3番14号札幌市厚別区民センター2階札幌市厚別区民センター区民ホールとする。

札幌市豊平区北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

札幌市豊平区北海道議会議員選挙長 境 剛

職務を行う場所

札幌市豊平区平岸6条10丁目1番1号 札幌市豊平区役所4階
札幌市豊平区選挙管理委員会事務局事務室

ただし、平成15年4月4日午前8時30分から午前10時までについては、札幌市豊平区民センター3階札幌市豊平区民センター第1・2会議室とする。

札幌市清田区北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

札幌市清田区北海道議会議員選挙長 石 倉 公 昭

職務を行う場所

札幌市清田区平岡1条1丁目2番1号 札幌市清田区役所3階
札幌市清田区選挙管理委員会事務局事務室

ただし、平成15年4月4日午前8時30分から午前10時までについては、札幌市清田区平岡1条1丁目2番1号札幌市清田消防署1階札幌市清田消防署講堂とする。

札幌市南区北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

札幌市南区北海道議会議員選挙長 西 澤 剛

職務を行う場所

札幌市南区真駒内幸町2丁目2番1号 札幌市南区役所2階
札幌市南区選挙管理委員会事務局事務室

ただし、平成15年4月4日午前8時30分から午前10時までについては、札幌市南区真駒内幸町2丁目2番1号札幌市南区民センター2階札幌市南区民センター区民ホールとする。

札幌市西区北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

札幌市西区北海道議会議員選挙長 近 藤 勝 雄

職務を行う場所

札幌市西区琴似2条7丁目1番1号 札幌市西区役所4階
札幌市西区選挙管理委員会事務局事務室

ただし、平成15年4月4日午前8時30分から午前10時までについては、札幌市西区琴似2条7丁目1番21号札幌市西区民センター3階札幌市西区民センターホールとする。

札幌市手稲区北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

札幌市手稲区北海道議会議員選挙長 小田 桐 寛

職務を行う場所

札幌市手稲区前田1条11丁目1番10号 札幌市手稲区役所3階

札幌市手稲区選挙管理委員会事務局事務室

ただし、平成15年4月4日午前8時30分から午前10時までについては、札幌市手稲区前田1条11丁目1番10号札幌市手稲区民センター2階札幌市手稲区民センター第1・2会議室とする。

函館市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

函館市北海道議会議員選挙長 木原 啓 夫

職務を行う場所

函館市東雲町4番13号 函館市役所8階函館市選挙管理委員会事務局事務室

ただし、平成15年4月4日午前8時30分から午前9時までについては、函館市役所8階第2会議室とする。

小樽市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

小樽市北海道議会議員選挙長 鈴木 忠 昭

職務を行う場所

小樽市花園2丁目12番1号 小樽市役所別館2階小樽市選挙管理委員会事務局

ただし、平成15年4月4日については、小樽市役所別館3階第2委員会室とする。

旭川市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

旭川市北海道議会議員選挙長 狩野 清 利

職務を行う場所

旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎6階旭川市選挙管理委員会事務局

ただし、平成15年4月4日午前8時30分から午前9時までについては、旭川市8条通9丁目旭川市民文化会館2階第2会議室とする。

室蘭市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

室蘭市北海道議会議員選挙長 遠山 富士夫

職務を行う場所

室蘭市栄町2丁目1番19号 室蘭市役所分庁舎室蘭市選挙管理委員会事務局

ただし、平成15年4月4日については、室蘭市幸町1番2号室蘭市役所3階会議室とする。

釧路市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

釧路市北海道議会議員選挙長 山本 壽 福

職務を行う場所

釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所1階釧路市選挙管理委員会事務局

ただし、平成15年4月4日午前8時30分から午前9時までについては、釧路市役所2階会議室とする。

帯広市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

帯広市北海道議会議員選挙長 莊田 喜與志

職務を行う場所

帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所9階帯広市選挙管理委員会事務局

ただし、平成15年4月4日午前8時30分から午前9時30分までについては、帯広市役所10階第2会議室とする。

北見市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のと

おりである。

平成15年4月4日

北見市北海道議会議員選挙長 吉 藤 顯

職務を行う場所

北見市北5条東2丁目 北見市役所1階北見市選挙管理委員会事務局

ただし、平成15年4月4日については、北見市議会庁舎第二委員会室とする。

岩見沢市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

岩見沢市北海道議会議員選挙長 柿 崎 英 雄

職務を行う場所

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市役所職員会館2階

岩見沢市選挙管理委員会室

ただし、平成15年4月4日については、岩見沢市役所3階第1・2会議室とする。

網走市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

網走市北海道議会議員選挙長 佐 見 享 是

職務を行う場所

網走市南6条東4丁目1番地 網走市役所3階網走市選挙管理委員会事務局

ただし、平成15年4月4日については、網走市役所1階網走市議会第一委員会室とする。

留萌市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

留萌市北海道議会議員選挙長 神 田 俊 一

職務を行う場所

留萌市幸町1丁目11番地 留萌市役所1階留萌市選挙管理委員会事務局

ただし、平成15年4月4日については、留萌市役所3階第2委員会室とする。

苫小牧市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

苫小牧市北海道議会議員選挙長 吉 川 忠 利

職務を行う場所

苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市役所7階苫小牧市選挙管理委員会事務局

ただし、平成15年4月4日午前8時30分から午前11時までについては、苫小牧市役所9階会議室とする。

稚内市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

稚内市北海道議会議員選挙長 高 木 哲 朗

職務を行う場所

稚内市中央4丁目1番14号 稚内市分庁舎1階稚内市選挙管理委員会事務局

ただし、平成15年4月4日については、稚内市中央3丁目13番15号稚内市役所3階第1会議室とする。

美唄市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

美唄市北海道議会議員選挙長 熊 野 宗 男

職務を行う場所

美唄市西3条南1丁目1番1号 美唄市役所4階美唄市選挙管理委員会事務局

ただし、平成15年4月4日については、美唄市役所2階大会議室Aとする。

江別市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

江別市北海道議会議員選挙長 古 石 允 雄

職務を行う場所

江別市高砂町6番地 江別市役所第2別館1階江別市選挙管理委員会事務局
ただし、平成15年4月4日については、江別市民会館1階小ホールとする。

紋別市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

紋別市北海道議会議員選挙長 河野 トモ子

職務を行う場所

紋別市幸町2丁目1番18号 紋別市役所3階第1会議室紋別市選挙管理委員会事務局
ただし、平成15年4月4日については、紋別市役所2階消防会議室とする。

名寄市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

名寄市北海道議会議員選挙長 岡田 英治

職務を行う場所

名寄市大通南1丁目 名寄市役所1階ロビー名寄市選挙管理委員会事務局
ただし、平成15年4月4日については、名寄市役所4階大会議室とする。

根室市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

根室市北海道議会議員選挙長 成田 幹雄

職務を行う場所

根室市常盤町2丁目27番地 根室市役所3階根室市選挙管理委員会事務局
ただし、平成15年4月4日については、根室市役所3階大会議室とする。

千歳市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

千歳市北海道議会議員選挙長 小松 信

職務を行う場所

千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市役所地階会議室千歳市選挙管理委員会事務局
ただし、平成15年4月4日午前8時30分から午前9時までは、千歳市役所議会棟2階大会議室とする。

滝川市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

滝川市北海道議会議員選挙長 舘 正敏

職務を行う場所

滝川市大町1丁目2番15号 滝川市役所8階滝川市選挙管理委員会事務局
ただし、平成15年4月4日については、滝川市役所8階大会議室とする。

深川市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

深川市北海道議会議員選挙長 川合 公男

職務を行う場所

深川市2条17番17号 深川市役所東庁舎1階深川市選挙管理委員会事務局
ただし、平成15年4月4日午前8時30分から正午までについては、深川市役所3階大会議室とする。

富良野市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

富良野市北海道議会議員選挙長 藤田 稔

職務を行う場所

富良野市弥生町1番1号 富良野市役所1階富良野市選挙管理委員会事務局
ただし、平成15年4月4日については、富良野市役所1階大会議室とする。

登別市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のと

おりである。

平成15年4月4日

登別市北海道議会議員選挙長 日野 安信

職務を行う場所

登別市中央町6丁目11番地 登別市役所第2庁舎登別市選挙管理委員会事務局

ただし、平成15年4月4日については、登別市役所2階第3委員会室とする。

恵庭市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

恵庭市北海道議会議員選挙長 山形 弘一

職務を行う場所

恵庭市京町1番地 恵庭市役所4階恵庭市選挙管理委員会事務局

ただし、平成15年4月4日については、恵庭市役所3階第2委員会室とする。

伊達市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

伊達市北海道議会議員選挙長 川岸 洋一

職務を行う場所

伊達市鹿島町20番地1 伊達市役所分庁舎4号室伊達市選挙管理委員会事務局

ただし、平成15年4月4日については、伊達市役所4階第1会議室とする。

北広島市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

北広島市北海道議会議員選挙長 藤田 實

職務を行う場所

北広島市中央4丁目2番地1 北広島市中央会館1階保育室

ただし、平成15年4月4日については、北広島市中央会館2階学習室とする。

石狩市北海道議会議員選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙長の職務を行う場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

石狩市北海道議会議員選挙長 住友好之

職務を行う場所

石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所4階石狩市選挙管理委員会事務局

ただし、平成15年4月4日については、石狩市役所4階401会議室とする。

石狩支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

石狩支庁所管区域北海道議会議員選挙長 山本文夫

1 くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分

2 くじを行う場所 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道庁別館4階 北海道石狩支庁大会議室

渡島支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

渡島支庁所管区域北海道議会議員選挙長 松田光皖

1 くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分

2 くじを行う場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階研修室

檜山支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

檜山支庁所管区域北海道議会議員選挙長 伊藤 満

1 くじを行う日時 平成15年4月10日 午後6時

2 くじを行う場所 檜山郡江差町字陣屋町336番地の3

後志支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

後志支庁所管区域北海道議会議員選挙長 浴 山 正 久

- 1 くじを行う日時 平成15年4月10日 午後6時
- 2 くじを行う場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目17番地1
北海道後志合同庁舎3階会議室1

空知支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

空知支庁所管区域北海道議会議員選挙長 佐 藤 隆

- 1 くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- 2 くじを行う場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁5階会議室

上川支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

上川支庁所管区域北海道議会議員選挙長 吉 田 洋 一

- 1 くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- 2 くじを行う場所 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川合同庁舎3階301号会議室

留萌支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

留萌支庁所管区域北海道議会議員選挙長 真 鍋 俊 彦

- 1 くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- 2 くじを行う場所 留萌市住之江町2丁目1番2
北海道留萌合同庁舎1階102号会議室

宗谷支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

宗谷支庁所管区域北海道議会議員選挙長 山 上 徹 郎

- 1 くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- 2 くじを行う場所 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎2階6号会議室

網走支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

網走支庁所管区域北海道議会議員選挙長 太 田 敏 夫

- 1 くじを行う日時 平成15年4月10日 午後6時
- 2 くじを行う場所 網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎4階1号会議室

胆振支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

胆振支庁所管区域北海道議会議員選挙長 小 林 照 和

- 1 くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- 2 くじを行う場所 室蘭市幸町9番11号 北海道胆振合同庁舎別館2階講堂

日高支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）

第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

日高支庁所管区域北海道議会議員選挙長 眞 田 篤 弘

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後6時
- くじを行う場所 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高合同庁舎地下会議室

十勝支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

十勝支庁所管区域北海道議会議員選挙長 尾 山 篤 治

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- くじを行う場所 帯広市東3条南3丁目1番地
北海道十勝合同庁舎北海道十勝支庁4階A B会議室

釧路支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

釧路支庁所管区域北海道議会議員選挙長 北 勝 利

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- くじを行う場所 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路支庁2階応接室

根室支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

根室支庁所管区域北海道議会議員選挙長 能 田 文 男

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- くじを行う場所 根室市常盤町3丁目28番地 北海道根室支庁3階大会議室

札幌市中央区北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

札幌市中央区北海道議会議員選挙長 大 橋 和 夫

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後6時
- くじを行う場所 札幌市中央区南3条西11丁目331番地1
札幌市中央区役所分庁舎6階札幌市中央区選挙管理委員会委員室

札幌市北区北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

札幌市北区北海道議会議員選挙長 古 川 則 雄

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時35分
- くじを行う場所 札幌市北区北25条西6丁目1番1号
札幌市北区民センター2階札幌市北区民センター講義室

札幌市東区北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

札幌市東区北海道議会議員選挙長 櫻 井 七 夫

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- くじを行う場所 札幌市東区北11条東7丁目1番地
札幌市東区役所3階札幌市東区選挙管理委員会委員室

札幌市白石区北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

札幌市白石区北海道議会議員選挙長 赤 田 司

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- くじを行う場所 札幌市白石区本郷通3丁目北1番1号
札幌市白石区役所2階札幌市白石区選挙管理委員会委員室

札幌市厚別区北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

札幌市厚別区北海道議会議員選挙長 立 山 春 雄

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- くじを行う場所 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3番2号
札幌市厚別区役所2階札幌市厚別区選挙管理委員会委員室

札幌市豊平区北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

札幌市豊平区北海道議会議員選挙長 境 剛

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- くじを行う場所 札幌市豊平区平岸6条10丁目1番1号
札幌市豊平区民センター3階札幌市豊平区民センター第1会議室

札幌市清田区北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

札幌市清田区北海道議会議員選挙長 石 倉 公 昭

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- くじを行う場所 札幌市清田区平岡1条1丁目2番1号
札幌市清田区役所2階札幌市清田区選挙管理委員会委員室

札幌市南区北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

札幌市南区北海道議会議員選挙長 西 澤 剛

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- くじを行う場所 札幌市南区真駒内幸町2丁目2番1号
札幌市南区役所2階札幌市南区選挙管理委員会委員室

札幌市西区北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

札幌市西区北海道議会議員選挙長 近 藤 勝 雄

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- くじを行う場所 札幌市西区琴似2条7丁目1番1号
札幌市西区役所4階札幌市西区役所第4会議室

札幌市手稲区北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

札幌市手稲区北海道議会議員選挙長 小田桐 寛

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時15分
- くじを行う場所 札幌市手稲区前田1条11丁目320番地10
札幌市手稲区役所3階札幌市手稲区選挙管理委員会委員室

函館市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

函館市北海道議会議員選挙長 木 原 啓 夫

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時40分
- くじを行う場所 函館市東雲町4番13号 函館市役所8階第2会議室

小樽市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

小樽市北海道議会議員選挙長 鈴 木 忠 昭

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- くじを行う場所 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市役所別館3階第2委員会室

旭川市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

旭川市北海道議会議員選挙長 狩 野 清 利

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時
- くじを行う場所 旭川市7条通10丁目
旭川市第二庁舎6階旭川市選挙管理委員会事務局

室蘭市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

室蘭市北海道議会議員選挙長 遠 山 富士夫

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時15分
- くじを行う場所 室蘭市栄町2丁目1番19号
室蘭市役所分庁舎室蘭市選挙管理委員会2階会議室

釧路市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）

第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

釧路市北海道議会議員選挙長 山 本 壽 福

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時10分
- くじを行う場所 釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市役所1階釧路市選挙管理委員会事務局

帯広市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

帯広市北海道議会議員選挙長 莊 田 喜與志

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時10分
- くじを行う場所 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市役所9階帯広市選挙管理委員会事務局

北見市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

北見市北海道議会議員選挙長 吉 藤 顯

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後6時
- くじを行う場所 北見市北5条東2丁目
北見市役所1階北見市選挙管理委員会事務局

岩見沢市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

岩見沢市北海道議会議員選挙長 柿 崎 英 雄

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分

- 2 くじを行う場所 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
岩見沢市役所職員会館2階岩見沢市選挙管理委員会室

網走市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

網走市北海道議会議員選挙長 佐見 享 是

- 1 くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時
2 くじを行う場所 網走市南6条東4丁目1番地 網走市役所3階第1会議室

留萌市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

留萌市北海道議会議員選挙長 神田 俊 一

- 1 くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時10分
2 くじを行う場所 留萌市幸町1丁目11番地
留萌市役所1階留萌市選挙管理委員会事務局

苫小牧市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

苫小牧市北海道議会議員選挙長 吉川 忠 利

- 1 くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時10分
2 くじを行う場所 苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市役所9階会議室

稚内市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

稚内市北海道議会議員選挙長 高木 哲 朗

- 1 くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
2 くじを行う場所 稚内市中央4丁目1番14号
稚内市分庁舎1階稚内市選挙管理委員会事務局

美幌市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

美幌市北海道議会議員選挙長 熊野 宗 男

- 1 くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時20分
2 くじを行う場所 美幌市西3条南1丁目1番1号
美幌市役所4階美幌市選挙管理委員会事務局

江別市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

江別市北海道議会議員選挙長 古石 允 雄

- 1 くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
2 くじを行う場所 江別市高砂町6番地 江別市民会館2階22号室

紋別市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

紋別市北海道議会議員選挙長 河野 トモ子

- 1 くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
2 くじを行う場所 紋別市幸町2丁目1番18号 紋別市役所3階第1会議室

名寄市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

名寄市北海道議会議員選挙長 岡 田 英 治

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- くじを行う場所 名寄市大通南1丁目 名寄市役所3階会議室

根室市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

根室市北海道議会議員選挙長 成 田 幹 雄

- くじを行う日時 平成15年4月9日 午後6時
- くじを行う場所 根室市常盤町2丁目27番地
根室市役所3階根室市選挙管理委員会事務局

千歳市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

千歳市北海道議会議員選挙長 小 松 信

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時10分
- くじを行う場所 千歳市東雲町2丁目34番地
千歳市役所地階会議室千歳市選挙管理委員会事務局

滝川市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

滝川市北海道議会議員選挙長 館 正 敏

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分

- くじを行う場所 滝川市大町1丁目2番15号
滝川市役所8階滝川市選挙管理委員会事務局

深川市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

深川市北海道議会議員選挙長 川 合 公 男

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- くじを行う場所 深川市2条17番17号 深川市役所2階市長応接室

富良野市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

富良野市北海道議会議員選挙長 藤 田 稔

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- くじを行う場所 富良野市弥生町1番1号 富良野市役所1階小会議室

登別市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

登別市北海道議会議員選挙長 日 野 安 信

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- くじを行う場所 登別市中央町6丁目11番地
登別市役所第2庁舎登別市選挙管理委員会事務局

恵庭市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

恵庭市北海道議会議員選挙長 山形 弘一

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時5分
- くじを行う場所 恵庭市京町1番地 恵庭市役所4階401会議室

伊達市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

伊達市北海道議会議員選挙長 川岸 洋一

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後6時
- くじを行う場所 伊達市鹿島町20番地1 伊達市体育館控室

北広島市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

北広島市北海道議会議員選挙長 藤田 實

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時30分
- くじを行う場所 北広島市中央4丁目2番地1 北広島市中央会館1階保育室

石狩市北海道議会議員選挙長告示第2号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成15年4月4日

石狩市北海道議会議員選挙長 住友好之

- くじを行う日時 平成15年4月10日 午後5時40分
- くじを行う場所 石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所2階203会議室

石狩支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。

平成15年4月4日

石狩支庁所管区域北海道議会議員選挙長 山本文夫

渡島支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。

平成15年4月4日

渡島支庁所管区域北海道議会議員選挙長 松田光皖

檜山支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、20人に限って入場させる。

平成15年4月4日

檜山支庁所管区域北海道議会議員選挙長 伊藤 満

後志支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。

平成15年4月4日

後志支庁所管区域北海道議会議員選挙長 浴山正久

空知支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、20人に限って入場させる。

平成15年4月4日

空知支庁所管区域北海道議会議員選挙長 佐藤 隆

上川支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、20人に限って入場させる。

平成15年4月4日

上川支庁所管区域北海道議会議員選挙長 吉田 洋一

留萌支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、

10人に限って入場させる。

平成15年4月4日

留萌支庁所管区域北海道議会議員選挙長 真 鍋 俊 彦

宗谷支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。

平成15年4月4日

宗谷支庁所管区域北海道議会議員選挙長 山 上 徹 郎

網走支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、20人に限って入場させる。

平成15年4月4日

網走支庁所管区域北海道議会議員選挙長 太 田 敏 夫

胆振支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。

平成15年4月4日

胆振支庁所管区域北海道議会議員選挙長 小 林 照 和

日高支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、20人に限って入場させる。

平成15年4月4日

日高支庁所管区域北海道議会議員選挙長 真 田 篤 弘

十勝支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、20人に限って入場させる。

平成15年4月4日

十勝支庁所管区域北海道議会議員選挙長 尾 山 篤 治

釧路支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。

平成15年4月4日

釧路支庁所管区域北海道議会議員選挙長 北 勝 利

根室支庁所管区域北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、到着の順により、10人に限って入場させる。

平成15年4月4日

根室支庁所管区域北海道議会議員選挙長 能 田 文 男

札幌市中央区北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙及び札幌市長選挙における開票の参観人並びに札幌市議会議員選挙における選挙会の参観人と通じて、到着の順により、350人に限って入場させる。

平成15年4月4日

札幌市中央区北海道議会議員選挙長 大 橋 和 夫

札幌市北区北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙及び札幌市長選挙における開票の参観人並びに札幌市議会議員選挙における選挙会の参観人と通じて、到着の順により、50人に限って入場させる。

平成15年4月4日

札幌市北区北海道議会議員選挙長 古 川 則 雄

札幌市東区北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙及び札幌市長選挙における開票の参観人並びに札幌市議会議員選挙における選挙会の参観人と通じて、到着の順により、30人に限って入場させる。

平成15年4月4日

札幌市東区北海道議会議員選挙長 櫻 井 七 夫

札幌市白石区北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙及び札幌市長選挙における開票の参観人並びに札幌市議会議員選挙における

選挙会の参観人と通じて、到着の順により、50人に限って入場させる。

平成15年4月4日

札幌市白石区北海道議会議員選挙長 赤 田 司

札幌市厚別区北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙及び札幌市長選挙における開票の参観人並びに札幌市議会議員選挙における選挙会の参観人と通じて、到着の順により、50人に限って入場させる。

平成15年4月4日

札幌市厚別区北海道議会議員選挙長 立 山 春 雄

札幌市豊平区北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙及び札幌市長選挙における開票の参観人並びに札幌市議会議員選挙における選挙会の参観人と通じて、到着の順により、100人に限って入場させる。

平成15年4月4日

札幌市豊平区北海道議会議員選挙長 境 剛

札幌市清田区北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙及び札幌市長選挙における開票の参観人並びに札幌市議会議員選挙における選挙会の参観人と通じて、到着の順により、100人に限って入場させる。

平成15年4月4日

札幌市清田区北海道議会議員選挙長 石 倉 公 昭

札幌市南区北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙及び札幌市長選挙における開票の参観人並びに札幌市議会議員選挙における選挙会の参観人と通じて、到着の順により、50人に限って入場させる。

平成15年4月4日

札幌市南区北海道議会議員選挙長 西 澤 剛

札幌市西区北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙及び札幌市長選挙における開票の参観人並びに札幌市議会議員選挙における

選挙会の参観人と通じて、到着の順により、50人に限って入場させる。

平成15年4月4日

札幌市西区北海道議会議員選挙長 近 藤 勝 雄

札幌市手稲区北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙及び札幌市長選挙における開票の参観人並びに札幌市議会議員選挙における選挙会の参観人と通じて、到着の順により、50人に限って入場させる。

平成15年4月4日

札幌市手稲区北海道議会議員選挙長 小田桐 寛

室蘭市北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙における開票の参観人と通じて、到着の順により、400人に限って入場させる。

平成15年4月4日

室蘭市北海道議会議員選挙長 遠 山 富士夫

北見市北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙における開票の参観人と通じて、到着の順により、200人に限って入場させる。

平成15年4月4日

北見市北海道議会議員選挙長 吉 藤 顯

網走市北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙における開票の参観人と通じて、到着の順により、100人に限って入場させる。

平成15年4月4日

網走市北海道議会議員選挙長 佐 見 享 是

留萌市北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙における開票の参観人と通じて、到着の順により、100人に限って入場させる。

る。

平成15年4月4日

留萌市北海道議会議員選挙長 神 田 俊 一

稚内市北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙における開票の参観人と通じて、到着の順により、30人に限って入場させる。

平成15年4月4日

稚内市北海道議会議員選挙長 高 木 哲 朗

美唄市北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙における開票の参観人と通じて、到着の順により、100人に限って入場させる。

平成15年4月4日

美唄市北海道議会議員選挙長 熊 野 宗 男

江別市北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙における開票の参観人と通じて、到着の順により、150人に限って入場させる。

平成15年4月4日

江別市北海道議会議員選挙長 古 石 允 雄

紋別市北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙における開票の参観人と通じて、到着の順により、50人に限って入場させる。

平成15年4月4日

紋別市北海道議会議員選挙長 河 野 トモ子

名寄市北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙における開票の参観人と通じて、到着の順により、20人に限って入場させる。

平成15年4月4日

名寄市北海道議会議員選挙長 岡 田 英 治

根室市北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙における開票の参観人と通じて、到着の順により、100人に限って入場させる。

平成15年4月4日

根室市北海道議会議員選挙長 成 田 幹 雄

千歳市北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙における開票の参観人と通じて、到着の順により、100人に限って入場させる。

平成15年4月4日

千歳市北海道議会議員選挙長 小 松 信

滝川市北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙における開票の参観人と通じて、到着の順により、300人に限って入場させる。

平成15年4月4日

滝川市北海道議会議員選挙長 館 正 敏

深川市北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙における開票の参観人と通じて、到着の順により、50人に限って入場させる。

平成15年4月4日

深川市北海道議会議員選挙長 川 合 公 男

富良野市北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙における開票の参観人と通じて、到着の順により、50人に限って入場させる。

平成15年4月4日

富良野市北海道議会議員選挙長 藤 田 稔

登別市北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる

北海道知事選挙における開票の参観人と通じて、到着の順により、300人に限って入場させる。

平成15年4月4日

登別市北海道議会議員選挙長 日野 安信

恵庭市北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙における開票の参観人と通じて、到着の順により、100人に限って入場させる。

平成15年4月4日

恵庭市北海道議会議員選挙長 山形 弘一

伊達市北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙における開票の参観人と通じて、到着の順により、200人に限って入場させる。

平成15年4月4日

伊達市北海道議会議員選挙長 川岸 洋一

北広島市北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙における開票の参観人と通じて、到着の順により、300人に限って入場させる。

平成15年4月4日

北広島市北海道議会議員選挙長 藤田 實

石狩市北海道議会議員選挙長告示第3号

平成15年4月13日執行の北海道議会議員選挙における選挙会の参観人は、同時に行われる北海道知事選挙における開票の参観人と通じて、到着の順により、60人に限って入場させる。

平成15年4月4日

石狩市北海道議会議員選挙長 住友好之

